

別添

本事業に関する誓約事項

当社（団体である場合は当団体、法人格の無い特認団体にあつては、団体の代表者）は、下記、本事業に関する注意事項について理解した上で申請することを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 申請について

- ・申請書類の内容に虚偽や不正があった場合、交付要件を満たしていないことが判明した場合は補助金の請求を無効とします。また、補助金交付後に不正が発覚した場合は補助金を返還していただきます。
- ・〆切以降に到着した申請書については、いかなる理由があっても受領出来かねます。
- ・提出いただいた課題提案書に様式末尾に記載の添付資料が添付されていない場合は、無効とします。
- ・提出された申請書類について、公平・公正な審査に支障をきたすことから、追加提出や書類の差し替えの対応は行いません。
- ・本支援策は「補助事業」となります。このため、補助金の申請をいただいた内容については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」などをはじめとした各種法令に基づいた手続きが必要です。これらの手続きについて事業実施者としての責務がございますので、各種申請書の〆切については厳守願います。
- ・極めて短期間の事務処理が必要となりますので、各種法令等や実施規程などを正しくご理解いただきましたうえで申請願います。

2 審査内容、審査結果について

- ・事業採択の内示に関するお問い合わせについては、公正な審査の弊害となることもありうるため、お答えできません。
- ・公平・公正な審査を実施するため、審査の経過、審査結果等に関するお問い合わせには一切お答え致しかねます。

3 実施報告について

- ・実施報告の内容に虚偽や不正があった場合、交付要件を満たしていないことが判明した場合は補助金の請求を無効とします。また、補助金交付後に不正が発覚した場合は補助金を返還していただきます。
- ・補助金の請求に当たって提出する書類の写しはすべて、原本と相違ありません。
- ・請求する経費は、本事業に使用した経費のみに限ります。
- ・農林水産省および事務局が必要と認めた場合には、関係書類の提出、事情聴取、立入検

査等の調査を行い、申請内容、交付状況を照会、確認します。

以上

上記事項について、課題提案書の提出をもって誓約いたします。

社名（団体名）：

代表者名：

印